



川崎中ロータリークラブ会報

KAWASAKI NAKA ROTARY CLUB / FOUNDED 1972.7.15

会長テーマ：無理なく楽しくみんなでロータリーを实践しましょう！

会 長 上原 伸一
副 会 長 白井 正男
幹 事 萩原 ひとみ
S A A 市川 実
会報委員長 田中 信男

2013~2014
第 1995 回例会
平成 25 年 10 月 29 日

例会日 毎週火曜日 12 時 30 分
例会場 川崎市中原区小杉町 3-10 ホテル 精養軒
Tel (044) 711-8855
事務所 川崎市中原区小杉町 3-428 山脇ビル 402 号
Tel (044) 722-4331
Fax (044) 722-6334
E-mail: k-naka@galaxy.ocn.ne.jp

例会報告

開 会 点 鐘 上原 伸一 会長
司 会 市川 実 SAA
合 唱 「手に手つないで」
お 客 様 紹 介 高木 洋一 親睦活動委員長

ゲストスピーカー 北條 将人 様	弁護士法人 かながわパブリック法律事務所 所長
ゲスト 野田 佑 様	修習生

内藤 幸彦 君：12 月 2 日（月）川崎市教育文化会館で開催され
ますエチオピア民族舞踊団川崎公演のチラシご
協賛誠に有難うございます。入場券は会長にお願
い致しました。一人でも多くの皆様のご来場をお
待ち致しております。宜しくお願いします。

川口 礼敬 君：北條将人様 卓話ありがとうございます。楽しみに
拝聴させていただきます。

中山 武夫 君：米山の寄付について皆様に大変ご協力を頂き送
金する運びと成りました。有難うございました。

小島 満 君：所用のため早く帰らせて頂きます。悪しからず。

田辺 進 君：法律知識のない小生は、本日の卓話で勉強させて
頂きます。

長谷山尚城 君：北條先生、今日はようこそおいで頂きました。都
市型公設事務所の話、楽しみにしています。

朝山 秀男 君：11 月財団委員会での寄付金の件、御協力お願い
申し上げます。

市川 実 君：北條様、本日の卓話よろしく申し上げます。

合計	10 件	¥10,000
累計	255 件	¥335,000

今後のプログラム予定

11 月	プログラム名
第 1 例会 第 1996 回 11 月 5 日	卓話 会員お祝い 「近年のロータリーについて」 小林 敏伸 会員
第 2 例会 第 1997 回 11 月 12 日	卓話「リングが教室」 川崎新田ボクシングジム 会長 新田 涉世様
第 3 例会 第 1998 回 11 月 19 日	卓話「ロータリー財団月刊に因んで」 地区グローバル補助金委員長 吉田 裕一郎様（横浜中）

出席報告 小川慶一出席委員長

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回修正出席率		
48 名	33 名	15 名	84.62%	欠 13 名	MU3 名	97.44%

対象外 9 名

堀一 慶明 会員 金子 利昭 会員 三木 治一 会員 徳植 昇 会員
市川 宏 会員 叶野 聡 会員 成川幸治郎 会員 富岡 昭一 会員
井上 光明 会員 鹿島 義久 会員 大場健之介 会員 渡辺 新治 会員
伊藤 文治 会員 小山 政吉 会員 白井 正男 会員 本日の欠席者

対象外 9 名

ニコニココーナー

上原 伸一 君：北條先生 本日はお忙しい中、卓話にお越し頂きあ
りがとうございます。

萩原ひとみ 君：北條様、今日は卓話をお引き受けいただきまし
て、本当にありがとうございます。楽しみに聞か
せていただきます。

会長報告 上原伸一会長

- 市川ガバナー・斎藤大会委員長より地区大会が無事終了した
ことに対するお礼状を頂戴いたしております。
- 地区より第 30 回青少年指導者養成セミナー（RYLA 開催の
ご案内を頂戴いたしております。
日程：2014 年 2 月 15 日（土）・16 日（日）一泊 2 日
開催地：県立 YMCA 三浦ふれあいの村 参加者：18 歳（高
校生を除く）から 30 歳までの青少年 100 名 その他詳細
については青少年奉仕委員長にお問い合わせ願います。
- 川崎北ロータリークラブより青少年交換学生による卓話を
10 月 30 日（水）の例会で開催するとのご案内が届きました。
今年度、当クラブから推薦いたしました青少年交換学生候補
者の樋口万葉にご連絡いたしましたところお母様と出席した
いとのことです。
- 地区よりローター為替レート変更のお知らせが届いておりま
す。11 月よりロータリー為替レートが 1 ドル=100 円（現
行 100 円）との連絡が国際ロータリー日本事務局経理室よ
り連絡が届きました。
- 地区より新会員（入会 3 年未満）へのアンケート調査の協力
要請が届いております。2014 年 3 月 16 日（日）に入会 3
年未満の方を含め会長、幹事、ロータリー情報委員長にお集

まりいただき、地区の「地区研修セミナー（仮称）」を開催予定です。後日ご案内が届くとのこと。新会員の皆様ご協力をお願いいたします。

- 6 第 35 回中原区民祭実行委員会より賛助金のお礼と開催のご案内を頂戴いたしております。
- 7 エチオピア民族舞踊団川崎公演が2013年12月2日月曜日に川崎市教育文化会館で行われます。入場券は預かっておりますので希望者はお申し出ください。

幹事報告 萩原ひとみ幹事

- 1 例会場・時間の変更
横浜西 10月30日(水)は休会
定款第6条第1節適用
川崎とどろき 11月18日(月)の例会は点鐘 14:00
介護老人福祉施設「みやうち」に変更
- 2 会報の受理
RCより
- 3 次週例会後、定例理事・役員会を開催いたします。関係各位のご出席をお願いいたします。

親睦委員長報告 高木洋一

年忘れ家族会の説明についてお知らせがあります。日時は12月10日火曜日です。場所はホテルニューグランドです。一人22,000円になります。来週から集金します。11月4日「歩こう会」を初めて行います。南多摩集合で多摩川・府中を回ります。現在10名参加者がおられますが奥様もどしどしご参加をお願いします。会費は無料です。

ロータリー情報委員長報告 内藤幸彦

情報集会はそれぞれ各地区で同じように分散してお願いします。後ほど詳細を事務局よりお知らせします。2月は新人会員を中心に盛り上げていこうと考えています。12月2日川崎市教育文化会館でのエチオピア民族舞踊団13名が参ります。是非ご参加ください。11月6日より田中会員と一緒に第11回エチオピア支援に参ります。先週の金曜日に市長のところに参りまして川崎国際友好支援の認定をいただきました。

卓話 弁護士法人かながわパブリック法律事務所 弁護士 北條 将人 様

卓話タイトル 司法過疎・偏在問題について



所属

横浜弁護士会所属
弁護士 北條 将人 様

経歴

出身地 千葉県浦安市
弁護士登録 2002年
(平成14年)
2009(平成21)年9月
横浜弁護士会に登録替えの上、
弁護士法人かながわパブリック法律事務所の開設
時社員として入所

第1 弁護士過疎・偏在問題

1 弁護士過疎の概要

- 弁護士の都市部への集中…約3万人の弁護士のうち、約半数が東京
地方でも、県庁所在地に集中
- 一方で、地方都市、特に県庁所在地以外の裁判所支部管内に弁護士が不足するという事態が生じていた。
※ ゼロ・ワン地域→裁判所支部(全国に50の本庁、203の

支部)はあるのに、その管内に事務所を構える弁護士が1名のみ(ワン)か、全くいない地域

- ➔ 1993年7月の時点で、
ゼロ地域50カ所、ワン地域4カ所
- 弁護士がいないと、何が問題なのか?
➔ 適切な法的サービスを受ける機会の喪失…法に基づかない(地方のしきたり、力関係、有力者による解決)事件処理、事件屋の跋扈

2 ひまわり基金の設立

1999年9月設立

- 弁護士過疎・偏在解消に関する基金…ひまわり基金法律事務所に対する財政支援、弁護士過疎地域における法律相談センターに対する援助、弁護士過疎対策に関する調査研究・広報費用、過疎地に派遣される弁護士への研修費用等に充てられている。
- 会員一人一人から特別会費が徴収されている。

3 ひまわり基金法律事務所の全国展開

- ひまわり基金法律事務所とは、弁護士過疎解消のために、日弁連や地元弁護士会、弁護士会連合会の支援を受けて開設される法律事務所
- 開設時・引き継ぎ時の援助、年間所得が一定額に満たない場合の援助がある。
- 基本的には一般の法律事務所と同様、事件処理、事務所経営は個々の弁護士の責任と裁量により行われる。
- 任期制(2年または3年)だが、任期延長やそのまま定着も可能
- 2000年6月に島根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されてから、累計111カ所が設置された(2012年7月1日現在)のうち37事務所が定着、2事務所が廃止。同日現在の稼働数は72事務所
2013年10月1日現在で、弁護士ゼロ地域はなく、弁護士ワン地域が1

4 今後の課題

- ひまわり基金法律事務所と日本司法支援センター(法テラス2006年スタート)との関係
➔ 法テラスの過疎地型事務所との役割分担
- 弁護士業界の変化→過払いバブルの終焉
弁護士増員による競争(過疎地でも弁護士増、都会の弁護士の「進出」)
- 地方の更なる過疎化…天草市 平成18年3月約99,000人
→平成24年4月約90,000人
- 女性ゼロワンの解消
- 近き司法過疎…都市部における弁護士へのアクセス
市町村単位の弁護士ゼロ

第2 裁判官過疎、検察官過疎の問題

1 弁護士ゼロワンはほぼ解消したが、 裁判官、検察官が常駐しない地域は未だ多数に上る。

- ➔ 2010年8月の時点で判事・判事補が常駐していない支46カ所
同じく、法曹資格を有する検事が常駐していない支部128カ所
そのうち、副検事も常駐していない支部31カ所
- ➔ 簡易裁判所の統廃合
非常駐支部、執行を取り扱わない支部
労働審判、裁判員裁判、複雑な事件は支部では取り扱わない。
裁判官非常駐の裁判所は、本庁から月に何回か裁判官が出張してくる。
- ➔ 期日が入らない、開廷日に事件が集中して十分な審理無く事件が進行
検察官非常駐の裁判所は、支部に起訴すべき刑事事件を本庁に起訴する

地域に弁護士がいくら増えても、裁判官や検察官が常駐していなければ、迅速な事件処理は困難であり、地域住民のリーガルサービスは不十分なままである。